

河合町債権管理条例施行規則をここに公布する。

平成29年11月6日

河合町長 岡井 康德

河合町規則第 7 号

河合町債権管理条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、河合町債権管理条例（平成29年9月河合町条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(台帳の整備)

第2条 条例第5条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 債権の名称
- (2) 債務者の住所及び氏名（法人等の団体の場合は、所在地、名称及び代表者の氏名）
- (3) 債権の金額
- (4) 債権の発生日、種類及び消滅時効の期間
- (5) 当初の履行期限及び督促の状況
- (6) 交渉経過等の債権の管理に係る経緯
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(条例第6条第2号の相当の期間)

第3条 条例第6条第2号の相当の期間は、3年とする。

(報告)

第4条 条例第7条に規定する規則に定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 放棄した債権の名称
- (2) 放棄した債権の発生年度、額及び件数
- (3) 放棄した事由
- (4) その他必要な事項

(河合町税等徴収率向上対策本部)

第5条 債権の管理の適正な執行に関し重要な事項については、河合町税等徴収率向

上対策本部で審議を行なうものとする。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、その都度町長が別に定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

(台帳に関する経過措置)

2 この規則の施行の際、現に河合町の債権を管理するために使用している台帳は、第2条に規定する台帳とみなす。